

道路整備の推進に関する重点提言

地方が真に必要なとする道路整備を促進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要なとする道路整備を計画的に実施できるよう、必要な財源を長期安定的に確保すること。

また、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. ミッシングリンクの解消、新たな国土軸の形成及び大規模災害時における代替性確保等のため、高速自動車国道、一般国道及び地方道等について、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期に整備すること。

3. 重要物流道路については、地方の実情を十分踏まえ指定するとともに、当該道路の機能強化及び整備を重点的に支援すること。

4. 高速自動車国道等における暫定2車線区間については、事故防止対策を推進するとともに、早期に4車線化すること。

5. 道路・橋梁等の老朽化対策及び適正な維持管理については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、橋梁等の点検については、地方の実情を踏まえ、その方法や頻度のあり方を見直すとともに、幅広く地方財政措置を講じること。

6. 子供を交通事故の被害から守るため、緊急安全点検の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備の一層の促進を図るとともに、歩道の設置・拡充、自転車の利用空間の分離、防護柵の設置等により安全・安心な歩行空間の整備を強力に推進すること。